

障第69号
令和8年4月7日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

このことについて、こども家庭庁から、別添のとおり令和8年度報酬改定に伴う留意事項通知の一部改正について通知がありましたので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥 田	担当	渡 邊
電話	058-272-1111 内3492		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		